

大会参加に関する特例の申請手続きについて

広島市中学校体育連盟加盟の中学校が、「大会引率者の特例」や「複数校合同チームの特例」を申請する場合、各規程及び細則を遵守して、申請手続き及び大会参加申し込みについての手順を各大会とも統一化しますのでよろしくお願いします。

【手順】

- ・「大会引率者の特例」については、大会要項に記載してある申込先に参加申込書とともに申請書の原本を提出する。その際、記載事項をよく確認しておくこと。
(H31～ 市中体連事務局へのFAXの必要はなし)
- ・「複数校合同チームの特例」については、大会参加申し込み前に市中体連事務局へ申請書のPDFデータをメール送信する。大会申し込みまでに事務局より連絡がなければ、承認されたものとして判断し、大会参加申込みを行う。その際には、大会要項に記載してある申込先に参加申込書とともに申請書の原本を提出する。
※ それぞれの大会によって申請書の様式が異なるので注意すること。

【対象となる大会】

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 広島市中学校体育連盟主催 | (市選手権・市新人大会) |
| ② 広島県中学校体育連盟主催 | (県選手権・県新人) |
| ③ 中国中学校体育連盟主催 | (中国中学校選手権大会) |
| ④ (公財)日本中学校体育連盟主催 | (全国中学校体育大会) |

【申請の流れ】

(大会引率者の特例申請書)

- | |
|--------------------------|
| 各中学校 |
| ①特例申請書の作成
(各大会の様式に注意) |
| ②申請書原本・大会申込書
を監督会議で提出 |

- | |
|-----------------|
| 各競技専門委員会 |
| ・確認後、専門委員長で保管 |

(複数校合同チーム編成 申請書)

- | |
|---|
| 各中学校 |
| ①複数校合同チーム編成 申請書の作成
(各大会の様式に注意) |
| ② 必ず監督会議より前に PDF データを事務局へ
メール送信 して事前に承認を得ること |

e-mail:natsuki-ma57@e.city.hiroshima.jp

- | |
|----------------------|
| ③申請書原本・大会申込書を監督会議で提出 |
|----------------------|

- | |
|-----------------|
| 各競技専門委員会 |
| ・確認後、専門委員長で保管 |

広島市中学校体育連盟 大会引率者の特例

生徒が出場を希望する競技の部活動が、その学校に設置されていない場合、校長は校長・教員・部活動指導員が引率をすることで、学校運営に支障があると判断した場合に限り、保護者または地域のスポーツ指導者を引率者として大会に参加することを認める。(引率者特例措置)
ただし、広島市中学校体育連盟の定める引率者特例措置規程を遵守すること。

広島市中学校体育連盟 引率者特例措置規程

- 1 引率できる競技種目は次のとおりで個人種目のみの参加とする。
(1)陸上競技 (2)水泳競技 (3)体操競技 (4)新体操 (5)ソフトテニス
(6)卓球 (7)バドミントン (8)柔道 (9)剣道 (10)テニス
その学校にリレーおよび団体戦が編成できる人数(特例の生徒)がいる場合、校長はリレーおよび団体戦に申込ができる。ただし、その関連大会において引率の特例は適用できない。
- 2 校長は、大会申込み時に保護者または地域のスポーツ指導者が引率をすることを所定の申請書で広島市中学校体育連盟会長に申し出る。主催者は大会要項および大会申込書に必要事項を含めておくこと。
- 3 校長は、引率者特例措置の細則(大会引率をする地域のスポーツ指導者の細則、大会引率をする保護者の細則)に準じて承認すること。
- 4 地域スポーツ指導者は監督の資格を認める。保護者は部長、監督、ベンチコーチ等の資格はない。
ただし、主催者が監督会議などに出席を求めた場合は出席をすること。(大会当日の監督会議や打ち合わせ会)なお、大会開催に伴う事前の監督会議(専門委員会)への出席については、校長は担当教員・部活動指導員を必ず派遣し、必要に応じて申込書の送付などを行うこと。(R5~)
- 5 引率における遵守事項について。
 - ① 大会要項に従って引率をすること。生徒の指導について全責任を負うこと。
 - ② 公共交通機関を利用して引率すること。
 - ③ 生徒の服装および持参物などについては各校のきまりに従うこと。
 - ④ 大会結果と帰宅の報告を速やかに校長に行なうこと。
- 6 大会会場における遵守事項について。
 - ① 大会要項および大会申し合わせ事項に従うこと。
 - ② 大会会場使用規程に従うこと。
 - ③ 大会の開始から終了までの間、会場を離れないこと。
 - ④ 競技に関しての抗議などはできない。
 - ⑤ ゴミはすべて持ち帰ること。
 - ⑥ 主催者から大会運営への協力を求められた場合は協力すること。
- 7 遵守事項が守られない場合および主催者が引率者として不適当と判断した場合、生徒は失格となるまたは大会への参加を認めない。
- 8 各競技種目の実情に応じて競技専門委員会は、大会申し合わせ事項を定めることができる。
- 9 附 則
本規程は、平成15年4月1日より施行する。
平成21年4月21日 一部改正(大会前の申請書コピー送付先の変更)
平成26年3月5日 一部改正(リレー、団体戦への出場)
平成31年7月9日 一部改正(申請書コピー送付の廃止)
令和5年4月11日 一部改正(地域スポーツ指導者の監督資格)

広島市中学校体育連盟 大会引率者の特例細則

【大会引率をする地域のスポーツ指導者の細則】

当該校の校長から、下記の条件を満たした者を大会引率する地域のスポーツ指導者として申請された場合は、大会に参加する複数（一人可）の生徒の引率者として認める。

- 1 大会引率をする地域のスポーツ指導者の資格は、平素、学校外で日常的に指導している成人の者で、校長が引率者として適当であると認めた者とする。
- 2 成人とは社会的責任を負うことのできる者をいう。
- 3 他校（小学校・中学校・高等学校）の校長及び教員・部活動指導員には資格がない。また、保護者には資格がない。（保護者の立場を優先する）
- 4 複数の学校及び競技にまたがって引率することはできない。
- 5 監督としての資格を認める。（R5～）
- 6 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外になるので、生徒は任意の保険に加入すること。加入の手続きは保護者が行い、費用についても保護者が負担する。校長は加入に関して把握しておくこと。
- 7 申請の方法は、引率者の特例申請書に必要事項を記入して、大会参加申込書と共に原本を提出する。なお、申請書は統一様式のものを使用すること。
- 8 その他
 - (1) 引率時は、公共交通機関を利用すること。
 - (2) 大会に出場することを第一と考え往路・復路の安全にも配慮すること。
 - (3) 地域のスポーツ指導者の身分保証は、当該校の校長が責任を負う。
 - (4) 規程等に反したり教育上不適切と思われる言動があつたりする場合は、不適格者として会長または部会長より当該校の校長に連絡し、資格を取り消すこともある。その場合は、その年度内の申請はできない。
 - (5) 当該校の校長は、地域のスポーツ指導者に対し、任意の保険に加入させるようにすること。
 - (6) この細則以外のことについては、大会要項、専門委員会の大会申し合わせ事項により処置する。
 - (7) この細則は、平成15年4月1日より施行する。

平成21年4月21日 一部改正 平成25年4月1日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正（地域のスポーツ指導者監督資格）

【大会引率をする保護者の細則】

当該校の校長から、下記の条件を満たした者を大会引率する保護者として申請された場合は、大会に参加する生徒の引率者として認める。

- 1 保護者の資格は、学校に提出された家庭調査票等に記載されている者とする。
- 2 複数の生徒を引率することはできない。ただし、同一会場で同一競技に兄弟、姉妹で出場する場合は除く。
- 3 複数の学校及び競技にまたがって引率することはできない。
- 4 大会引率をする地域のスポーツ指導者にはなれない。
- 5 引率上の責任は、すべて保護者にあり、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外になるので、生徒は任意の保険に加入すること。加入の手続きは保護者が行い、費用についても保護者が負担する。校長は加入に関して把握しておくこと。
- 6 申請の方法は、引率者の特例申請書に必要事項を記入して、大会参加申込書と共に原本を提出する。なお、申請書は統一様式のものを使用すること。
- 7 その他
 - (1) 引率時は、公共交通機関を利用すること。
 - (2) 大会に出場することを第一と考え往路・復路の安全にも配慮すること。
 - (3) 規程等に反したり教育上不適切と思われる言動があつたりする場合は、不適格者として会長または部会長より当該校の校長に連絡し、資格を取り消すこともある。その場合は、その年度内の申請はできない。
 - (4) ベンチに入ることは認められない。
 - (5) 当該校の校長は、引率する保護者に対し、任意の保険に加入させるようにすること。
 - (6) この細則以外については、大会要項、専門委員会の大会申し合わせ事項により処置する。
 - (7) この細則は、平成15年4月1日より施行する。

平成17年21年 25年 一部改正
令和元年 一部改正（申請書FAXの廃止）
令和5年4月11日（地域スポーツ指導者の監督資格）